

## 第5期松戸市障害福祉計画・第1期松戸市障害児福祉計画(案)への意見と市の考え方

「第5期松戸市障害福祉計画・第1期松戸市障害児福祉計画」の策定にあたり、市民の皆様からご意見を募集したところ、1名の方からご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見を整理し、市として考え方をまとめたうえ、「第5期松戸市障害福祉計画・第1期松戸市障害児福祉計画」を策定いたします。

### ～パブリックコメント手続結果の概要～

- 1 意見募集期間 平成30年1月26日(金)～2月23日(金)
- 2 意見提出者 1名
- 3 意見件数 14件

コメント No.	ページ数	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正
1	3ページ	障害福祉計画と障害児福祉計画の2つの計画を別立てで策定している自治体はあるのか。	近隣では、我孫子市が2つの計画を別立てで策定すると聞き及んでいます。 本市では、障害児も障害者総合支援法に基づくサービスや支援を受けていること、また、障害者施策と障害児施策の緊密な連携の確保が重要であることを勘案して、両計画を一体的に策定することとしたところです。	無
2	3ページ	障害福祉計画・障害児福祉計画は、地域福祉計画とは整合しないのか。	地域福祉計画とも整合を図っています。 『…のほか「いきいき安心プラン…」を『…のほか、「松戸市地域福祉計画」「いきいき安心プラン…」に修正します。	有
3	5ページ	ALSとは何か。用語解説が要る。	「ALS」を「ALS(筋萎縮性側索硬化症)」に修正します。	有

コメント No.	ページ数	意見の趣旨	市の考え方	(案)の 修正
4	5ページ	短期入所施設はショートステイを指すのか。本計画は、比較的平易な文で書かれ、小さい文字も少なく、他の計画より読む人に配慮がある。専門用語も分かりやすくする配慮が欲しい。	「短期入所」を「短期入所(ショートステイ)」に修正します。	有
5	17ページ	【障害児入所施設】※ とあるが、「※」は何の意味か分からない。	「※」は同じ枠囲み内の最下行「※実施主体は都道府県等」を指し示しています。	無
6	26ページ	グループホーム開設で地域住民の理解を得ることが難しい事例が最近もあったのか。	把握している限りでは、これまで、市内のグループホーム開設への反対はありません。県の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」には、過去に「障害者差別に当たると思われる事例」として類似の相談があることから、そのような事案があれば、適切に対応していきます。	無

コメント No.	ページ数	意見の趣旨	市の考え方	(案)の 修正
7	28ページ	児童発達支援、放課後等デイサービスについて、サービスの質を担保するため、市独自の基準を定めてはいかがか。	基準については、児童福祉法に基づき、千葉県が条例として定めており、市独自の策定は困難であると考えています。 「見込量確保のための方策」にあるように、「放課後等デイサービス事業所研修会等の地域の支援機関と連携した研修を開催」する他、サービスの質を担保するための市独自の取組みについて、検討を重ねていきます。	無
8	29ページ	相談支援専門員はプランを立てた後も当事者に向き合っていくのだから、一人当たりのケース数は限られる。セルフプランが適切かどうかのチェックも求められるのではないか。多様な障害に対応する専門性のある相談支援専門員を増やしてもらいたい。	貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。	無
9	35ページ	手話通訳者設置が見込の3を下回り、2になったのは何故か。第5期を見込どおりに3人の実績にするために何をするのか。	現在、手話通訳者は、要約筆記奉仕員のコーディネートも行っている状況です。今後、要約筆記の個人依頼の増加に備えて、見込を3人と記載しています。	無

コメント No.	ページ数	意見の趣旨	市の考え方	(案)の 修正
10	37ページ	<p>パソコンを使った要約筆記の研修はしないのか。普通学級での学習支援としてノートテイクのニーズはないのか。聴覚障害の児童生徒からのニーズが埋もれているのではないかと。大学によっては学生がボランティアでノートテイクをすると聞く。市内の大学に協力を要請し、パソコンによる要約筆記や、ノートテイクのできる人を養成してはどうか。</p>	<p>現在、本市においては、パソコンを使った要約筆記については、パソコン等の機器の用意ができないこともあり、養成を行っていません。今後、他市の運用状況や有資格者数等を調査しつつ、需要とのバランスを考えながら検討していきます。</p>	無
11	45ページ	<p>精神障害の当事者には、医師から精神安定剤(睡眠薬)を処方され服用している人がいる。薬の作用で朝から眠くてたまらない人に働けということが無理だと、あるB型事業所で聞いた。就労移行には何が必要か、個々の障害当事者について、相談支援専門員等が取り組めるようにならないか。</p>	<p>精神障害のある人の就労のためには、病状の安定や就労支援事業所の適切な支援、職場の理解、就職後の職場定着支援など多方面からの支援、理解が求められます。 当事者が就労系等の障害福祉サービス事業所を利用中の場合は、当事業所が中心となり、相談支援専門員など関係者の協力を得ながら連携して就労に向けた取組みを行うことが必要だと考えます。</p>	無

コメント No.	ページ数	意見の趣旨	市の考え方	(案)の 修正
12	57～69 ページ	<p>「医療的ケア児等支援のための体制づくり」には、かなり力点が置かれていて担当の意気込みを感じる。しかし、市内に医療的ケア児は80人居ることが分かり、80人のためにこんなにやるのかという印象もぬぐえない。障害福祉は、対象市民の数ではなく、障害によって支障が起きることに対して支援することに意味がある。医療的ケア児に取り組むことが、本計画と松戸市の障害福祉行政にどういう意味があるかを書き込んで貰いたい。</p>	<p>本項目の前文として、「2 医療的ケア児等支援のための体制づくり」の後に、下記の文章を加えます。</p> <p>「医療的ケアが必要な児童に対する支援は、社会資源の不足により、家族の負担が大きい状況となっています。そのことが原因で、家族にとっては生活の質の低下や精神的ストレス等、また児童にとっては発達機会の喪失等、様々な問題が生じています。</p> <p>障害の有無、あるいは医療的ケアの必要性の有無にかかわらず、全ての児童がいきいきと暮らすことができるよう、医療的ケア児の支援に向けた取り組みを推進していきます。」</p>	有
13	57～69 ページ	<p>医療的ケア児への理解を深めるキャンペーンを一般市民対象に大々的にやってはどうか。医療的ケア児への理解が社会として共有できないと、医療的ケア児への資源投入に理解を得ることが難しいのではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
14	57～69 ページ	<p>医療的ケア児の保護者、親の為のレスパイトを実現するべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>	無